

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった方は、申請により、町税等の徴収猶予の「特例制度」を受けることができます。担保の提供は不要であり、延滞金もかかりません。

徴収猶予の特例制度とは、申請により町税等の納期限から1年以内の期間に限って納付を猶予する制度です。町税等の免除や減免ではありませんのでご注意ください。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、収入状況に応じて計画的に納付していただくことは可能です。

○対象となる方

次の要件を満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません）。

- ・新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）で、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難であること。

※「一時に納税を行うことが困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、判断します。

○対象となる町税等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税など。

※令和2年2月1日以降で納期限が過ぎている町税等についても、遡って特例制度を利用することができます。

○申請期限

6月30日、または納期限のいずれか遅い日

○提出書類

- ・申請書
- ※申請書は町ウェブサイトからダウンロードしていただくか、税務課窓口にて備え付けています。
- ・収入や現金、預金などの状況が分かる資料
- ※収入などが分かる資料の提出が難しい場合は、聞き取りをさせていただきます。

☎税務課 ☎72-6932

特別定額給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金が給付されます。

○給付対象者

4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方

○受給権者

給付金の申請と受け取りは世帯主の方が行います。

○給付方法

申請書に記載された受取口座に振り込みます。

○受付期間

8月14日(金)まで



○申請方法

【郵送方式】

5月14日にうす紫色（藤色）の封筒で配達された申請書に必要な事項を記入して、本人確認書類（運転免許証や健康保険証のコピーなどいずれか一つ）と口座確認書類（預金通帳またはキャッシュカードのコピー）を貼り付けて、クリーム色の返信用封筒に入れて郵送してください。

【オンライン方式】

マイナンバーカードを使って専用のウェブサイト（マイナポータル）の特別定額給付金の申請画面から電子申請をしてください。

～給付金のサギにご注意ください～

役場や県が次のことを行うことは絶対にありません。

- ①現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ②受給のために手数料の振り込みを求めること
- ③メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること

☎町民生活課 ☎72-6933